

定 款

昭和47年2月1日
変更 平成元年6月23日
平成8年8月2日
平成9年3月17日
平成10年6月10日
平成11年3月17日
平成11年8月26日
平成12年8月30日
平成14年1月25日
平成15年1月30日
平成16年8月6日
平成18年4月19日
平成19年7月19日

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会という。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を東京都千代田区内神田一丁目1番12号に置く。

(用語)

第3条 この定款において使用する用語の意義は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）（以下「再編強化法」という。）において使用する用語の例による。

(目的)

第4条 本協会は、漁協系統信用事業が、地域特性に応じた漁業金融を適切に実施するため、健全で効率的な事業運営体制を確保することを支援し、もって漁業及び漁村の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、農林中央金庫の要請を受けて、次の事業を行う。

(1) 農林中央金庫の指導に基づき行われる信用事業の再編等（以下この項において単に「信用事業の再編等」という。）につき必要な優先出資の引受け、劣後特約付金銭消費貸借による貸付け、金銭の贈与、資金の貸付け及び預入れ、損害担保並びに

債務の保証

- (2) 信用事業の再編等に必要資金の貸付けを行う金融機関に対する利子補給金の交付
 - (3) 信用事業の再編等に伴い債権を譲り受ける債権回収会社に対する当該債権の譲受けに必要な資金の貸付け及び当該資金の借入れに係る債務の保証
 - (4) 前各号に掲げる事業に附帯する事業
- 2 本協会は、前項に規定するもののほか、本協会の目的を達成するために必要と認められる事業を行う。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 会 員

(会員の種別及び資格)

- 第7条 本協会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。
- 2 正会員の資格を有する者は、次に掲げる者とする。
- (1) 特定漁業協同組合及び特定水産加工業協同組合（以下「漁協等」という。）
 - (2) 信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）
 - (3) 農林中央金庫（以下「農林中金」という。）
- 3 その他本協会の目的に賛同する者は、賛助会員となることができる。

(入会等)

第8条 本協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利義務)

第9条 会員は、この定款及び第36条に規定する業務方法書に定めるところにより、本協会に対する権利及び義務を有する。

(退会)

- 第10条 会員は、次の事由により本協会を退会する。
- (1) 会員から退会の申出があったとき。
 - (2) 会員資格の喪失
 - (3) 破産又は解散
 - (4) 除名
- 2 前項第1号の申出は、退会の60日前までに退会届を会長に提出して行わなければならない。

(除名)

第11条 本協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合において、本協会は、その総会の開催の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 本協会の定款の規定に違反したとき。

(2) 本協会の信用を失わせるような行為、又は法令違反若しくは不当の行為があったとき。

(3) 会員としての義務の履行を怠ったとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を会員に通知するものとする。

(入会金)

第12条 正会員は、加入の際に入会金を納付しなければならない。

2 既納の入会金は、退会の場合においても、これを返還しない。

(届出)

第13条 会員は、その名称若しくは代表者の氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく、本協会にその旨を届け出なければならない。

2 正会員は、あらかじめその代表者として権利を行使する者を本協会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(会員名簿)

第14条 本協会は、会員名簿を作成し、これを協会の事務所に備え置くものとする。

2 前項の名簿は、会員に異動が生じた都度これを訂正するものとする。

第 3 章 役 員

(役員の数及び選任)

第15条 本協会に理事7人以上9人以内及び監事3人以内を置く。

2 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事は、会長1人及び副会長1人を互選する。

(役員の仕事)

第16条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は主務大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求し、又は総会を招集すること。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は、現任者の任期の残任期間とする。

(辞任又は任期満了の場合)

第18条 辞任又は任期満了により役員がその定数を欠くに至った場合は、退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(代表権の制限)

第19条 本協会と本協会を代表する者との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事がこの協会を代表する。

(解任)

第20条 役員は、本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経てこれを解任することができる。この場合においては、本協会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

2 前項の議決には、第11条第2項の規定を準用する。

(役員報酬)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、総会の議決を経て支給することができる。

第 4 章 会 議

第 1 節 総 則

(会議の種類)

第22条 本協会の会議は、総会及び理事会とする。

第 2 節 総 会

(総会の種類)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選任する。
- 3 通常総会は、毎年3月及び6月に開催するものとする。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第16条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第4項第2号に掲げる場合には、会長は請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催日の10日前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第25条 総会は、正会員の過半数にあたる者が出席しなければ開くことができない。

- 2 正会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、第27条の各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 4 総会の議事は、第27条に規定する場合を除き、出席した正会員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第26条 この定款において別に定める事項のほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 入会金、相互援助積立金及び負担金の額並びに徴収方法の決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録の承認
- (6) 業務方法書、規約及び会計規程の制定又は改廃
- (7) 長期借入金
- (8) その他本協会の運営に関する重要な事項

(特別議決)

第27条 次に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第28条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人により議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を本協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の書面は、総会の日の前日までに本協会に到達しないときは、無効とする。
- 5 第1項の規定により正会員が議決権を行わせようとする代理人は、他の正会員でなければならない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (4) 議案
 - (5) 議事の経過の概要及び結果
 - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名し、捺印するものとする。
 - 3 議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

第 3 節 理 事 会

(理事会)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 理事会の議事は、出席した理事（議長を除く。）の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。
- 5 前項の議事に特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

- 6 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第4項の理事の数にこれを算入しない。
- 7 理事は、他の理事を代理人として議決に加わることができる。ただし、代理人は委任状を理事会に提出しなければならない。
- 8 監事は、必要に応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会において議決する。

- (1) 本協会の事業を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (2) 総会に附議すべき事項及び総会の招集に関する事
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (4) 第5条第1項第1号から第3号までに定める業務（以下「支援業務」という。）
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第32条 第25条（総会の議決方法等）第1項、第28条（書面又は代理人による議決）第2項及び第29条（議事録）の規定は、理事会に準用する。この場合において、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第5章 支援業務

(基金)

第33条 本協会は、支援業務を行うために基金（以下「JFマリンバンク支援基金」という。）を置く。

- 2 JFマリンバンク支援基金に充てるための負担金及び相互援助積立金は、次の各号に該当する者から第36条に規定する業務方法書の定めるところにより徴収する。
 - (1) 漁協等
 - (2) 信漁連
 - (3) 農林中金
- 3 本協会は、前項各号に定める者のほか、賛助会員その他支援業務の趣旨に賛同する者から負担金の納付を受けることができるものとする。
- 4 第2項及び前項の規定により負担金及び相互援助積立金を納付する者は、理由のいかんを問わず、既に払い込んだ負担金及び相互援助積立金の返還を請求することができない。

(基金の資産)

第34条 JFマリンバンク支援基金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) JFマリンバンク支援基金に充てるための負担金及び相互援助積立金として拠出された財産

- (2) 理事会でJ F マリンバンク支援基金に繰り入れることを議決した財産
2 J F マリンバンク支援基金は、支援業務以外の業務に使用してはならない。

(業務の委託)

第35条 本協会は、主務大臣の認可を受けて、支援業務の一部を金融機関に委託することができる。

(業務方法書)

第36条 本協会は、総会の議決を経て、支援業務に係る業務方法書を作成するものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

第 6 章 業務の執行及び会計

(業務の執行方法)

第37条 本協会の業務の運営は、前条に規定する業務方法書によるほか理事会において定める。

(事業年度)

第38条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第39条 本協会に事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が定める。
- 3 職員は、会長が任免する。

(資産の構成)

第40条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金、負担金及び相互援助積立金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、この定款で別に定めるもののほか、理事会で定めるところによる。

(余裕金の運用)

第42条 本協会の余裕金は、次に掲げる方法によって運用する。

- (1) 農林中金、信漁連又は銀行への預金
- (2) 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中金その他金融機関の発行する債券の取得
- (3) 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に規定するものを除く。）の取得
- (4) 譲渡性預金証書の取得

(経費支弁の方法)

第43条 本協会の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

- 2 支援業務に係る経理については、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の7週間前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) キャッシュ・フロー計算書
- (6) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類について総会の議決を経た後、これを、前項の書類とともに事務所に備え付けて置かなければならない。
- 4 第1項の書類について総会の議決を経た場合において、資産の総額に変更があったときは、会長は、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を主務大臣に提出しなければならない。

(事業計画及び予算)

第45条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(書類及び帳簿の備付け)

第46条 本協会は、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表
- (8) キャッシュ・フロー計算書
- (9) 財産目録
- (10) 事業計画書
- (11) 収支予算書
- (12) 正会員の異動に関する書類
- (13) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (14) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (15) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (16) 収入、支出に関する帳簿及び書類
- (17) 監査報告書
- (18) その他必要な書類及び帳簿

2 本協会は、前項第1号から第11号までの書類を一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金)

第47条 本協会が、長期借入れ（返済期限が1年以上の借入れをいう。）を行う場合には、総会の議決を経、かつ、主務大臣へ届け出なければならない。

(主務大臣への報告)

第48条 会長は、総会の議決を経て、毎事業年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録
- (2) 前号の書類が承認された総会の議事録の写
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 事業年度末における会員名簿及び前事業年度における正会員の異動状況を記載した書類

第 7 章 雑 則

(定款の変更)

第49条 この定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散)

第50条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により主務大臣の認可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第51条 本協会の解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務大臣の許可を受けて国又は第5条第1号から第3号までに掲げる業務を主として営む他の公益法人に寄附する。

(清算人)

第52条 本協会が解散した場合は、総会において選任された者をもって清算人とする。

附 則

- 1 この定款は、大蔵大臣および農林大臣の設立許可の日から施行する。
- 2 本基金の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、本基金が成立した日から昭和48年3月31日までとする。
- 3 本基金の設立当初の役員は、第13条第2項および第4項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず設立の日から第1回の通常総会の終了の日までとする。

会 長	片 柳 真 吉
副会長	菊 田 隆 一
理 事	鹿 島 憬 策
理 事	横 峯 平 一
理 事	上 田 千代三郎
理 事	齋藤治郎左衛門
理 事	西 上 重 弑
理 事	永 楽 亀 太 郎
理 事	山 口 常 太 郎
監 事	菅 野 金 吾
監 事	岡 垣 茂

附 則

この定款の変更は、大蔵大臣及び農林水産大臣の認可のあった日（平成元年6月23日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大蔵大臣及び農林水産大臣の認可のあった日（平成8年8月2日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、大蔵大臣及び農林水産大臣の認可を受けた日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

(利子補給の特例)

- 2 整備貸付金又は安定化貸付金の貸付けを受けた漁協等が信用事業の譲渡を行うことにより、第6条第1号に規定する会員資格を有しなくなった場合であっても、引き続き、当該貸付金の貸付けを受ける場合であって、必要かつやむを得ないものとして理事会で決定したときには、本基金は、利子補給を継続することができる。

附 則

- 1 この定款の変更は、大蔵大臣及び農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 この定款の変更の認可のあった日において、現に在任する役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成12年度の通常総会の終結の日まで伸長する。

附 則

この定款の変更は、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可のあった日（平成11年3月17日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可のあった日（平成11年8月26日）から施行する。ただし、この定款の変更の認可のあった日において、現に在任する役員又は総代の任期及び定数については、その任期が満了するまでの間は、第13条第1項、第15条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この定款の変更は、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可のあった日（平成12年8月30日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可のあった日（平成14年1月25日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この定款の変更の認可のあった日において、現に基金が行っている変更前の定款第4条第3項第2号の安定化貸付金に係る利子補給については、なお従前の例による。

(利子補給の特例)

- 3 基金は、変更後の定款第4条第3項第1号イの健全化貸付金の貸付けを受けた漁協等が信用事業の譲渡を行うことにより、第6条第1号に規定する会員資格を有しなく

なった場合において、漁協系統信用事業の安定を確保するため必要かつやむを得ないものとして理事会で決定したときは、引き続き当該健全化貸付金に係る利子補給を継続することができる。

附 則

1 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成15年1月30日）から施行する。

（賛助会員に係る措置）

2 変更前の定款第6条第4号の規定により会員となっている者は、第7条第2項に規定する賛助会員とするものとする。

（相互援助積立金に係る特例）

3 変更前の定款第10条の規定により納付された相互援助積立金は、第33条第2項の規定により徴収した相互援助積立金とみなす。

（相互援助預金に係る経過措置）

4 この定款の変更の認可のあった日において、現に特定漁業協同組合、特定水産加工業協同組合及び信用漁業協同組合連合会が行っている変更前の定款第35条第2項第9号の規定による相互援助預金については、なお従前の例による。

（安定化貸付金利子補給に係る経過措置）

5 この定款の変更の認可のあった日において、現に本協会が行っている変更前の定款平成14年1月25日附則2（経過措置）による安定化貸付金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成16年8月6日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成19事業年度から適用する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成19年7月19日）から施行する。